令和8年度佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会 議事要旨

1　日時　　令和8年8月27日(木)　13時30分～15時35分まで

2　場所　　佐伯市役所本庁舎6階　第2委員会室

3　出席者　　別添出席者名簿のとおり

4　要旨

次第1　開　会

(開始　13時30分)

令和8年度佐伯市地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会兼佐伯市包括的支援体制整備推進会議が開会されました。

進行を担当する佐伯市社会福祉協議会の玉野井さんから、会議の成立要件について報告がありました。佐伯市地域福祉計画策定委員会条例および地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき、委員の3分の2以上の出席が必要とされます。本日は委員24名全員が出席しており、本会議が成立することが確認されました。

次第2　諮問書伝達

冨髙市長、河原会長から濵野委員長へ諮問書の伝達が行われました。

次第3　あいさつ

冨髙国子佐伯市長は、本会議の冒頭で、熊本地震、千葉、富山の豪雨等により被災された皆様、並びにその御家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げました。そういった状況から、佐伯市においても、災害時の迅速な支援体制を整える決意とともに、福祉サービスの拡充を図る姿勢を示しました。

本会議は令和6年度から令和10年度までの第4期計画の中間報告として行われ、ふくしの総合相談窓口「福祉のふくちゃん(以下、「ふくちゃん」という。)」の設置・運営や、昨年度課題として取り上げられた、ひきこもり対策、居住支援の推進といった地域課題への取り組みを継続検討する内容になっていることが伝えられ、最後に、委員に対し、地域福祉への協力をお願いし、市民に寄り添い、市民がニコニコと幸せを持って、幸せ感を持って暮らしていける佐伯のまちを目指しながら、皆様と一緒に頑張っていきたいと挨拶しました。

続いて、佐伯市社会福祉協議会の河原会長から、社会環境の急激な変化の中で、従来の制度枠に当てはまらないひきこもりやヤングケアラー等の複合化した課題が顕在化している点を指摘し、孤独・孤立といった世代を問わない問題に対して、地域に根ざした支援ネットワークを構築する必要性を訴えました。

さらに、地域共生社会の実現には、人々が安心して生活できるよう行政と連携しながら、佐伯市と社会福祉協議会が協働でまちづくりを行うことが不可欠であると述べ、地域福祉計画と地域福祉活動計画の相互連携の重要性を強調しました。

その上で、市民の声を反映させた計画づくりを目指し、行政との協働とパートナーシップの深化を図るとともに、市民の積極的参加を歓迎し、委員会での意見交換が非常に重要であることを呼びかけました。

※冨髙市長、河原会長は公務によりここで退席

次第4 新任・変更委員紹介

進行を担当する佐伯市社会福祉協議会の玉野井さんから、新任及び変更された委員以下9名の紹介が行われました。

・佐伯市地域包括支援センター 代表	南 由美子 氏
・佐伯市相談支援センターすきっぷ 相談員	大谷 智子 氏
・佐伯市介護支援専門員協会 代表	河野 妃史 氏
・特定非営利活動法人おおいたこども支援ネット 理事長	矢野 茂生 氏 **※新任**
・佐伯警察署生活安全課 課長	奈良 繁男 氏 (代理:三浦 忠朗 氏)
・ハローワーク佐伯 所長	加藤 育朗 氏
・佐伯市消防署 署長	和田 和久 氏
・佐伯市教育委員会学校教育課 課長	吉田 康彦 氏
・佐伯市建設部建築住宅課 課長	橋本 元伸 氏 **※新任**

次第5 委員長あいさつ

本日の議事が3点あり、その中でも重要なのは、2点目の「佐伯市における包括的な支援体制の整備について」であり、特に昨年課題とされた居住支援の問題と、ひきこもり対策をどうするかという点について審議いただきたいと挨拶されました。

次第6 議 事

条例および要綱の規定に基づき、議長は会長が務めることとされており、濵野委員長に議事進行を依頼する旨が示されました。

議 事(1)～(3)

(議事進行:濵野委員長)

議事(1)佐伯市地域福祉(活動)計画について

佐伯市役所福祉保健企画課の小川副主幹から、今回議事の2でしっかりと委員の皆様の意見をいただくため、議事1については、資料を事前送付しており、また、事前質問を受付ける形式でお知らせさせていただいたことを説明。
なお、事前質問は無かったことが報告され、再度、この場で質問があれば受付けることについて説明が行われた。

(質疑応答)

上記のとおり事務局から説明があり、質疑応答の場が設けられましたが、意見・質問はありませんでした。
その後、承認を求めたところ、全員の挙手により承認され、地域福祉計画及び地域福祉活動計画が概ね順調に推移していることが確認されました。

議事(2)佐伯市における包括的な支援体制の整備について

村上保健師から、昨年度地域課題として答申を受けた居住支援と不登校・ひきこもり支援について意見交換をさせていただきたいと説明がありました。
まず居住支援について、資料6を用いて説明。ふくちゃんに入った住まいに関する相談

が2年間で全61件。
　その61件のうち、高齢者が72%、障害者が20%となっている。この高齢者や障がい者に関しては、住宅確保要配慮者と言われて、高齢、それから障がいを理由に住まいを確保するのが難しいと言われている状況であると説明。
　既存の社会資源に繋いで対応している状況ではあるが、ふくちゃんは、住まいに関する相談対応のノウハウがないため、対応に限界があり、本人に本当に最適な支援ができているのかというと、不十分な可能性があると述べられました。
　そのため、居住支援に関して、何らかの施策の検討が必要であり、意見交換をするにあたり、佐伯市が居住支援において目指すべきゴールを『住まいの困りを抱えた方が、必要な支援を受けながら、その人らしい住まい方をすることができる』として意見交換が開始されました。

～以下、意見交換～

(村上総括)生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っている社協くらしサポートセンターきずなの渡邊委員からお願いします。

(渡邊委員)私たちは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困ってる方の相談を受け、本人の生活状況や課題を整理して支援プランを作成し、寄り添いながら自立を目指す機関です。
　私たちの相談窓口として、割合的には決して多くはありませんが、住まいに関する相談というものを実際に受けることがあります。
　このような相談の対応方法といたしましては、要件に該当する場合には、資金の貸付制度や、住居確保給付金などを利用して支援しており、家賃の滞納のある方については、不動産屋に同行して、分割による支払いをお願いしたり、その他負債がある場合は、債務整理ができるサービス利用につなげたりしています。
　ただ、この既存の制度だけでは救えない方も確実にいます。
　例えば、うちに相談に来られる方の多くは、家族関係が希薄であるという方が多くいます。
　そういった方が、市営住宅を含む、賃貸物件を契約しようとしたときに、保証人がいなかったり、緊急連絡先がないことで契約をできずに困ることがあります。
　こうなってしまうと、家賃は高いんですが、今のままの物件で生活を続けなければならなくて、一向に困窮状態から脱却できず、支援が思うように進まないということになります。
　今後は、契約する際の要件等が、柔軟になってくると非常にありがたいと思っています。

(村上総括)続きまして、障がい者の総合相談窓口として、長く相談業務に従事されており、また障がい者の特定相談員としても活動されている特定相談支援事業所まるまるの大谷委員から、障がい者の住まいの相談の現状や課題について御意見をお願いします。

(大谷(慎)委員)障がい福祉の方の居住支援は、例えば親なき後の、居住の場所をどうするか、地域移行と言って病院を退院される方とか、あとは障がい者施設に入所されている方が、退所して地域で生活をしていくような仕組みづくりを国の方向性として考えられているところです。
　それと佐伯市の現状を照らし合わせると、障がい者の方のグループホームがいくつかありますが、空きがない状況が続いていますし、次が空くまでにかなり時間がかかります。
　グループホームではなく、本当に一人暮らしをしてみたいという方もいますが、そういったときに、私たちの中ですごく頼りにしているのが市営住宅ですが、市営住宅の保証人の問題があり、障がいがある方や高齢の方もそうかもしれませんが、身寄りのない方等、身元保証人になってくれる方がいない人もいます。そういった方が、現在の市営住宅に入る条件では利用ができないようになっています。
　ですので昨年度私たちの部会での活動で、市営住宅の条件緩和ということで要望書を提出し、その時にいろいろ意見交換をさせていただき、保証人の条件緩和をしたら、メリットもあるけどデメリットもあるということで、引き続き検討していただけるということになりました。
　また、市営住宅でなくても一般のアパートで一人暮らし等をしていきたいと希望しても、露

骨に障がいがあることを理由に断られることはないんですが、やはり決まりづらかったり、なかなかスムーズに入れなかったりします。
　そういった方を地域で支援する私たちとしては、貸していただける方たちとお話をして、例えば緊急時の対応方法などお伝えできれば、少しは入りやすくなるかと思いますが、そういうときに、相談や協議をする場が無いというところが課題となっています。

(村上総括)続いて、介護支援専門員協会の河野さんから、現在高齢者を支援する中で、住まいに関する困りごと等があればお聞かせください。

(河野委員)佐伯市も高齢者が増えており、身寄りのない方が、自分が死んだ後、家をどうしたら良いのかといった、家終いの問題や、入院時の身元引受人の方がいないとか、緊急時の対応をしていただける方を記入する欄に書く連絡先がないという方が多くいて、介護保険制度だけでは対応が難しい課題が増えています。
　他の機関との連携も課題なので、大谷委員が言われてたように、この場で色々話をして、何か支援策ができればと思っております。

(村上総括)本日、大分県南ホスピタルの豐岡院長に御参加いただいておりますが、精神科病院において、精神疾患、それから認知症の患者さんの退院支援というところで、やはり退院後の生活の場がなかなか決まらず、苦労されることもあるのではないかと思います。
　その辺の病院の現状とか、課題について住まいに関する部分がありましたら、御意見よろしくお願いいたします。

(豐岡委員)精神科の病院が、地域移行、脱施設化という形で進めるようになっているのですが、実際に、例えば少し若い方を考えたときに、若い方といっても長期入院なのである程度年齢がいってる方が多いのですが、統合失調症だと、その方が、地域に住まいを探すときに、なかなか1人というのが難しい。
　そういう中でグループホームを探すことが多く、ここ最近でも、長期の統合失調症の方が数名、グループホームに入所したというケースはあります。
　ただ、先ほどもお話がありましたが、グループホームの数が少ないので、若い方が住まいを探そうとしてもなかなか難しいという現状があります。
　高齢者に関しては、我々の病院だと認知症の方の話になりますが、その方々の退院後の住いとしては、1つは自宅(家族あり)。もう1つは自宅では無理だからということでの施設。そして、ほぼ無いのですが、独居でまた家に帰るというパターン。
　1つ目の自宅に帰るというのは、家族がいるので家に帰るというようなイメージなんですが、なかなかその御家族がいるから自宅に帰るというのが難しい。
　それは、介護に手が回らない等の理由から、御家族と相談して施設を検討することになるのですが、施設はなかなか空きがない。
　さらには、認知症のBPSDと言われるような症状に対応できる施設でないと難しいというのがあって、施設のスキルの差がかなりあります。非常にうまく対応できてるところもあれば、ほぼ対応できなくてまた入院になるというようなケースもあり、そういったところが我々として苦慮しています。

(村上総括)まずは福祉サイドの、支援者の抱えている住まいに関する課題を出していただきました。
　次に、建物の維持管理等を行っている住宅サイドより、御意見をいただければと思います。
　まず、建築住宅課の橋本課長から、住宅サイドとしても悩みと課題もあると思いますので、居住支援に関する現状、それから困り等の部分があれば、お聞かせいただきたいのと、福祉サイドの方から、市営住宅の関係で、保証人問題の部分が出ましたので、もしこの場で、報告できることがありましたら、あわせて御意見の方をお願いします。

(橋本委員)まず市営住宅の困りごとですが、住替えに関する相談についてです。
　入居されてる方でも、足腰が悪くなったから、1階に移りたいというような相談です。

どうしても身体的な理由で必要ということになれば、診断書を提出していただいて住替えられる場合もありますが、基本的には認められないようになっています。
それから、次に相談があるのが、市営住宅の周辺の共同施設に関するものです。
集会所や公園などの維持管理を、入居者の方で共同でやっていただくことになっているのですが、高齢の方などは、そういった草刈などには参加できないといった相談をいただくことがあります。
さらに、管理の方に相談があるのが、安否確認についてです。
高齢の単身者の方に対して、「連絡が取れない」というようなお話が、維持管理を委託している住宅供給公社によくあります。
基本的に公営住宅というのは、公営住宅法に基づいて、経済的困窮者の方に安い家賃で住宅を供給するという目的があります。
入居に関する条件の緩和というところですが、昨年も要望いただいておりまして、回答もさせていただいておりますが、連帯保証人の撤廃について、国の動きとしても保証人を撤廃する動きになっています。ですが、実際に市営住宅を管理しているものとしては、やはり家賃の滞納を一番心配しているところです。
また、滞納以外でも、保証人を頼って相談させてもらうこともあるため、保証人を撤廃した時に、そこがどうなるのかという不安もあります。
ただ、先ほどからお聞きする状況も理解できるため、大分県が撤廃の方向に動けば、県内の佐伯市を含む各市町村も足並みをそろえていくようになると思います。

(村上総括)次に、宅建協会の矢野委員に、御意見をいただきたいのですが、まず宅建協会は、月1回、不動産市民相談というものがあるとお聞きしました。
その内容について、周知も含めて少し相談会の内容を教えてください。
また、建物を管理したり、貸す側の立場として、よく聞かれる声や悩み等ありましたらお聞かせください。

(矢野(伸)委員)大分県宅建協会は各支部ごとに担当があり、私たち佐伯支部は、佐伯市の担当として、不動産の市民相談会を毎月1回開いております。
また支部以外の不動産への対応も、大分県本部でやっております。
佐伯支部では現在、さくらホールの会場を借りて無料相談をやっています。
昨年は22件の御相談がありました。
資料で福祉の相談窓口2年間の実績があり、その中でトラブルというのがありますが、これまで相談会には、個人からの相談が中心で、福祉の相談窓口経由で、相談が来た事例はなく、主に不動産の売買に関する相談が多くなっています。
その他、相続の問題や家終いなどの御相談が増えてきている状況です。
市の空き家バンクの御紹介もさせていただいており、その対応を大分県宅地建物取引業協会34社が、土地建物流通センターという会にもなっており、そのメンバーで空き家バンクの運営をさせていただいています。
ただ、この市民相談を市役所でできるようになると、認知度も高まると思いますので、ぜひ御協力をお願いいたしたいと思います。

(村上総括)福祉の総合相談窓口は保健師2名で対応していますが、全く住まいについてのノウハウがない中で、「ここに宅建協会の方がいてくれたら」と、何度も思ったことがあります。何とか場所の問題も含め、一緒に相談対応ができる方法を探っていきたいと思います。
それでは次に、住まいと人の部分の両方を一体的に支援している山内先生から、御意見をいただきたいと思います。

(山内委員)「とんとんとん」という共生社会をつくる法人をやっています。あと「合同会社えがお」で、「未来の住まい方プロジェクト」というのを立ち上げて活動をしています。訪問診療を行っている精神科医でもあります。
今回、建築住宅課が参加していただいたことがすごく大きな進歩だと思っています。
国の方では、国交省と厚労省と法務省が三省一緒になって居住支援をしっかりやろうという動きで、大分県もそういう動きになっていますが、佐伯市においては、やっと土台が出来

たくらいの状況です。福祉に関しては、ふくちゃんができてすごく連携がとりやすくなりました。ただ、福祉と建築住宅課が一緒にならないと、なかなか進まないと思っています。
住まいは福祉のすべての人の基本であって、住宅確保要配慮者というのは高齢者や障がい者だけではなく、ひとり親世帯、引きこもりの子が初めて一人暮らしする場合や外国人の方もそうです。
だからこの住まいを考える上で、組織化をしないと進まないだろうということで、県下でも居住支援協議会の設立が進んできている。そういった、物事をみんなでまず一緒に考えていく1つのプラットフォームとして、居住支援協議会というのを立ち上げることができたらいいのかなと思っています。
入居が大変というのは確かにそうです。特に精神障がい者の方がまさにそうで、これは精神科病院が真剣に考えなければならないとは思います。
ただ、施設を作ってそこに入れば終わりではないので、入った後の必要な支援を受けながらその人らしい生活を続けていくというところが、本来の目標だと思うので、そういう意味ではやはり一体的にやる1つの協議会、もしくは法人というのは必要だと思います。
私のところのシェアハウスは、4世帯5人で始めました。
精神障がい、発達障がい、認知症、老老介護の要介護5の寝たきりの方など。看取りも2人ありました。
そんな中、新たにひきこもりの男の子を、ふくちゃんからお受けしました。ずっとひきこもっていて、親との関係が悪く、色々とやってもうまくいかないけど、1人暮らしがしたい。でも1人暮らしは難しいということでお受けして、半年一緒に生活しましたが、僕は発達障がいだと診断をつけて次のステップに進み、最終的には卒業していくというイメージを持っていました。
そういった方は、仮にどこかに入ったとしても、そのあとのフォローがないと難しいということを考えると、居住支援協議会などの、そういうプラットフォームが必要だと思いますので、ぜひ、そういう方向に、今日の会議が進むとことを期待しています。

(村上総括)私たちも、協議会の立ち上げについては、内部でも議論をしていますが、まずは協議会という形ではなく、福祉関係者と住宅関係者が集まって話す場は必要だというところで、今回このような形を設けさせていただきました。また、今後のあり方については引き続き、検討していきたいと思います。
それでは福祉サイドの方から出た御意見に対して、例えば身寄りのない方が増えてきていること、保証人の問題であったり、いくつか困りごとのお話が出てきました。
現在、国も同様の課題から社会福祉法を改正している経緯がありますので、少しその辺の情報提供も含めて、最後に廣瀬弁護士から御意見ありましたらよろしくお願いいたします。

(廣瀬委員)成年後見支援センターの立場で参加させていただいております。
成年後見に関する制度についても改正がありました。これに関しては柔軟な制度になるようにということで、大分中身が変わってきています。
それに併せて、社会福祉法についても改正が行われています。
先ほど最初の方にもありました日常生活自立支援事業ですが、今は判断能力が不十分な方を対象にしていますが、これに対して身寄りがなくて日常生活に支障がある方を加えるということで対象を拡大した上で、支払いの代行、引き出しの代行に加えて、病院、施設などの入院入所の手続きの一部を行ったり、死後事務についても行えるようにする改正がなされました。
これは2年以内ということですので、次の計画を立てる頃には具体的になってくるというふうに思っております。
ただ、身元引受・身元保証の全てを社会福祉法の改正で担えるようになるというような改正ではなく、一部になると思います。
例えば連帯保証というのは想定してない。
ただ、緊急連絡先を確保したり、或いは利用料の支払いを代行するということで、身元保証の、主たる部分の一部を代行することで、施設であったり、病院に関して、身元保証人がいなくても引き受けてもらいやすい環境を整えようというのが国の1つの動きかと思います。

これに沿う形で、実際の病院であったり施設が動いていただければ、福祉の立場からすると、非常に動きやすい形にはなるのではないかというふうに思います。

(村上総括)居住支援の推進についての意見交換はここで終了させていただきます。
次に、もう1つのテーマである、不登校、それからひきこもり支援の推進について意見交換に入りたいと思います。
まず事務局から現状の説明をさせていただきます。
ひきこもり当事者の年齢については、50代が最も多く、ひきこもりの期間は3年以上の方が9割を占めていました。
さらにその3年以上の方の半数が、10年以上のひきこもり状態にある方でした。
相談者の内訳を見てみますと、親が約60%を占めておりました。
そしてその親の年齢を見てみますと、ほぼ60歳以上の高齢者で、90代の親も数名おりました。
この状況から8050(ハチマルゴーマル)世帯が多いという傾向が見えてきました。
さらに、ひきこもり当事者の特性として、精神疾患、それから発達障がいの診断をお持ちの方、または、私たちが見立てる中で、疑いがある方が8割を占めていたという状況です。
そのため、家族と、支援者である私たちがきちんと当事者の特性や、生活背景を理解して、一人一人に合わせた支援をすることが必要だということを、窓口の業務を通じて感じたところであります。
もう1点情報提供になりますが、今年度、大分県が県下市町村一斉に、民生委員さん、それから市役所の相談窓口を対象に、ひきこもりの実態調査というものを行っております。
調査期間が今月末までになっておりますので、あくまで速報値になりますが、佐伯市では、民生委員さん、それから私たち市役所相談窓口が把握している対象者で、対象年齢が15歳から65歳までのひきこもりの方が、大体100名程度いるということがわかりました。
そして、調査結果の中から、当事者の年齢は40代から50代の方が最も多く、この傾向からも、50代の方の親の年齢を考えたら、やはり8050世帯が多いのではないかというところが読み取れたところであります。
そのため、当事者だけではなく、親への支援もしながら、親なき後の生活も見据えた支援をする必要があるというふうに私たちは感じました。
以上が窓口を通して見えてきた課題の報告になります。
ここでまた、少し皆さんと目線合わせとして、ひきこもり支援の最終的に目指すゴールは何なのかというところを、事務局としてまとめさせていただきました。
『不登校それからひきこもりの方、またはその家族がみずからの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるようになる』ことだというふうに私たちは思っております。
これを踏まえて、ここから意見交換に入らせていただきますが、昨年度、島村会長から、そもそも佐伯市には不登校の人数はどれぐらいいるのか、というところで御質問をいただきましたが、小中学校における不登校の数は、先ほど私が紹介した実態調査の中では、15歳から65歳までが対象年齢になっており、把握できておりません。
そこで、本日参加していただいてる、学校教育課吉田課長から、わかる範囲で構いませんので、不登校の部分の報告、それから不登校の方々を支援する際の現状など、課題等ありましたらお聞かせください。

(吉田委員)まず不登校の数ですが、令和7年度の3月末現在で、いずれも延べ人数となりますが、小学校30人、中学校63、合計93人の不登校を確認しています。
ちなみに不登校とは、30日以上欠席をした場合となっています。
コロナ禍以降減少傾向にあったんですが、令和7年度の93人という数字は前年度に比べて増加しております。
令和8年度は、8月末現在で小学校9人、中学校38人となっています。
こどもたちの不登校支援についてですが、まず1つ、学校教育課が持っているのがグリーンプラザという施設です。
そこで親御さんの個別相談であったり、こども自身の個別相談、それと集団活動を週2回

行っています。
　個別相談はかなり増えておりますが、集団活動に参加している子は3名しかいません。
　クリーンプラザを現在利用しているのが全37名となっております。
　グリーンプラザの職員が全部で5名で、37名のこどもと親御さんの個別相談と集団活動の対応をしています。
　加えて、学校ごとに予約が必要ですが、保護者、こども及び教員もスクールカウンセラーの面談を受けています。
　さらに臨床心理士が学校教育課に2名いますので、臨時的に相談が必要な場合など、臨床心理士がカウンセリングにあたっていたり、学校と家庭とをつなぐ役割を担うスクールソーシャルワーカーが市内に4名います。
　なので、不登校のことに限らず、家庭の問題であったり、家庭と学校を繋ぐためにはどうすればいいか、また、家庭の中で困っていることを解決するためにはどうすればいいのかといった相談に乗りながら支援を行っています。
　それと、不登校まではいかない、学校には来れるが教室の中には入れないというこどもも増えており、現在、校内支援センターといって、学校の中に別室を設けて学習支援や活動支援を行っている学校が8校あります。
　その中に、登校支援員という形で4人配置をしています。
　あとの4校については、県から加配をいただいている、児童生徒支援加配を活用したり、独自に運営しています。

(村上総括)小学校、中学校の不登校それから私たちのひきこもり調査結果で見えてきた人数と、当事者の年齢等も含めて、少し具体的な状況が見えてきたように思います。
　今回、新たに委員として参加していただきましたおおいた子ども支援ネットの矢野理事長から御意見をいただきたいと思いますが、矢野さんは先ほど、委員の紹介のときにもお伝えしましたが、大分ひきこもり地域支援センター、それから大分こども若者総合相談センターで、数多くの不登校やひきこもりの支援を行っているという状況がありますので、矢野さんから、佐伯市のひきこもり支援についての課題や取り組むべきこと等を御意見いただければと思います。

(矢野(茂)委員)私の法人自体はこども福祉の事業、若者支援の事業や就労支援など色々なことやっています。うちの法人が大分県から受託しております、大分こども若者総合相談センター、そして、ひきこもり地域支援センターは受託して9年目になります。
　この9年間の中から見えてきたものなど、簡単にお伝えさせていただきます。
　昨年度1年間の、こども若者総合相談について、対象は義務教育を終えた15歳から39歳までの若者というふうになっておりますが、近年特に増えているのが、中学校に在籍しているが、学校に相談したくない。スクールソーシャルワーカーも嫌だ。誰にも相談したくないという14歳や13歳からの相談も結構相次いでいます。
　こういった相談を受けながら昨年度、こども若者総合相談とひきこもり相談の総件数が大体延べ5,700件程度。
　うち、ひきこもりの延べ相談が大体2,500件、この実人数が大体219名となっています。
　ひきこもり相談について、大事に考えている4つのポイントがありまして、この4つのことについて皆様と共有したいと思っております。
　1つ目は移行期のサポートというふうに我々は言っていますが、こども若者ひきこもりのゾーンから見て移行期という言葉を我々は使ってますが、1つの移行期は、義務教育を終えて16歳になる高校への移行期。もう1つが、18歳で児童福祉法が終えて、成人の方に行く移行期。
　この移行期に、どういうサポートを我々はしているのか、ということを私たちは考えています。
　というのが、実は令和3年に内閣府がひきこもりの実態調査をした際に、ひきこもり状態にある方に対して、過去の不登校経験の有無を調査したところ、過去に不登校を経験したことがあるこどもが48.3%という数字が出ました。
　大分県でも、平成30年、令和元年及び令和2年の3年間の相談案件のうち、当事者や御

家族に不登校経験があるかを確かめられたケースで、そのケースのうち大分県では79.6%が不登校経験があったということで、それは直接の因果関係ではないものの、何らかの関係性があるかもしれないということで、移行期がやはり大事。特に長期欠席をしがちなお子さんたちは、全日制の高校よりも最近は通信制の高校とか、高校の選択肢がすごく広くなり、その通信制の高校に行った際に、全日制では途中で行かなくなれば、どこからか情報が上がってきますが、通信制等ではなかなか情報が上がってきにくい。

そして知らないうちに通信制を辞めて、そこから10年経って、15年経って精神症状を伴って私たちの前に、御家族が相談に来る、といった事例が数多くあります。

ですので、この移行期のサポートをどうやって作るのかがまず1つのポイントとしてあると思っております。

2つ目は、本人のみならず家族への支援がとても大切ということで、よくひきこもりの方に居場所を作ろうとかいう議論がありますが、我々から見ると、ひきこもりになった方は、やっと自分の居場所を家の中に見つけているという状態かもしれません。

なので、ひきこもりの当事者の最大の居場所が自分の家になればいいなと。

まずは、自分の部屋しか居場所がないという子がいます。家族もコミュニケーションが取れない。そして、自分の部屋からも夜中にしか出ない。こういった長期化の基本となるような状況になったケースに出会うと、まずは御家族がその本人の状態状況をどんなふうに理解してくれているのか。そして御家族がしっかりコミュニケーションをとれるのであれば、自室から徐々に自宅の中に出てくると、ご飯も一緒に食べるようになると、そういった形のサポートが必要だと思ってますので、本人のみならず、家族への支援がとても大事と思っております。

3つ目が、やはり福祉現場とか相談現場の相談員だけではわからない当事者の見立てというのがあります。これは特に医療の現場の方々と、しっかり連携して、我々が警察に当事者の見立てを伝えるときに、軽率な見立ては絶対しないようにしようということを心がけております。

ですので、皆さんのような、福祉と医療そして司法などがしっかり連携して、そしてその子の状態、その家族の今の状況をしっかり見る。その支援の入口を、相談機関が勝手な見立てで、本当に適切な方に私たちが導いてなければかえってひどくなる、つまり我々がひきこもりの状態を悪化させる危険があるということで、3つ目は、きちんとした正しい見立てをしていくということです。そのためには、他機関との、他分野との連携が必要というふうに思っております。

4つ目が、以上の3つを支える土台は何かというと、やはり相談支援の体制です。

その市町村、その地域における相談支援体制をどのように充実させていくのか。窓口が違えば違うとか、分野が違えば違うのではなく、どうやって包括的にまさしく佐伯市が進めてきている、相談支援体制をどのように地域の皆さんとともにつくっていくのかということです。

(村上総括)矢野委員からいただいた4つのポイントを頭に置きながら皆さんに御意見を伺いたいと思います。不登校と把握できた時点で、いかにそれを途切れさせずに次のセクションにバトンを渡すのかというところの仕組みが1つ大事になると思いました。

そこでまず、こども家庭センターの野村総括に伺いたいと思います。

不登校のこどもに対して、学校教育課との連携の在り方や、こども家庭センター自体が18歳までのこどもを対象としておりますので、18歳を超えた後、そのこどもたちに対して、他部署へつないだり連携するという部分で、こども家庭センターから見た現状や課題があれば教えていただきたいのと、今後の展開も含めて何か御意見があればお願いします。

(野村委員)不登校児童の学校教育課との連携についてですが、先ほどお話がありましたグリーンプラザで対応中の児童については、月1回、家庭児童相談員がグリーンプラザに訪問し、情報共有をしています。

グリーンプラザがすでに対応している児童については、中学校を終えるタイミングで、こども家庭センターに引き継ぎが必要な場合は、グリーンプラザの心理士から、こども家庭センターの心理士にケースの引き継ぎが行われています。

課題ですが、高校入学のタイミングで引き継がれた場合、18歳に到達するまで、3年間あ

りますが、この期間にある程度の自立支援をしていくには、時間が短くて、その中でアセスメントを行ったり、方向性の再構築が必要な場合があるということで、大変苦慮しております。
　教育委員会から引き継がれたケースの把握はできますが、その他、第三者や保護者の方からの相談が入ってこない場合等もありますので、不登校児童のすべてを把握できていない可能性があるというところが課題と感じています。
　それと、18歳を迎える不登校のこどもの引き継ぎについてですが、障がいの支援サービスに該当する児童については、スキップに引き継いだり連携を依頼しております。
　複合的な問題を抱えているケースについては、ふくちゃんに繋いでいます。
　スキップやふくちゃんに繋いだ場合も、御本人や保護者にニーズがない場合や、行動に至らない場合等があり、なかなか支援に繋がりにくいというところを課題と感じております。
　今後のお話ですが、中津市は、要保護児童対策地域協議会という会議の中に、スクールソーシャルワーカーが参加していて、大変活発な意見を交わされていましたので、佐伯市としても、そういう取り組みの検討をしていけたらと感じております。

(村上総括)次に、児童家庭支援センターHOPEも、こども家庭センターと同じく18歳までを対象としていますが、不登校の支援において、市役所、学校関係それからこども家庭センター、またはその他の関係機関と連携する際の課題等ありましたらお聞かせください。

(廣田委員)佐伯に児童家庭支援センターHOPEが、令和4年の11月に設立されました。
　私たちは、行き渋りのあるお子さんであったり、不登校傾向のお子さんなどと直接関わることもありますし、御家族からの御相談もお受けしている相談事業所になります。
　なかなか学校と連携することが難しいと感じており、スクールソーシャルワーカーが相談を受けていたり、支援をしていただいていることや、校内支援センターも8校あり、登校支援員が4校いたりと、いろいろ情報はいただいていますが、実際の動きについて見えづらいところがあります。そういった仕組みが活用、連携できるようになれば、行き渋りや不登校傾向などのお子さんへの支援が一緒にできるのではないかと思っています。
　仕組みがあっても本人が望まなければ支援に繋がりにくいところはあり、行き渋っているお子さんは相談をする中で、大人への信用がないことが多く、そういう中で御家族とも、なかなか話ができない。そして学校とも話ができない。大人を信用して裏切られた経験があったりと、色々な悩みを抱えているお子さんも多い中で、関わりがすごく難しいと思っています。
　そういう中で、やはり色々な機関との連携はすごく大事だと思いますので、御本人が了承していただけるならば、多機関連携は必要だと感じています。

(村上総括)やはり途切れずに支援をするというところの入口として、まずいかにして把握するか、早めに気づくかというところも、大事な視点になると思いました。
　把握する、気づくというところでは、やはり地域、そして民生委員さんとの協力が必要になると考えますが、まず民生委員の伊東さんから、今の民生委員活動の中で、8050問題の、その80歳代である親御さんと関わる機会が活動の中であると思いますので、活動の中で気づくとか把握するというところが、実際可能なのかどうか、もしそこに課題があれば、どのような課題があるかをお聞かせください。

(伊東委員)先日、市から不登校、ひきこもりの調査の依頼をいただきましたが、なかなか難しい。
　親が困ったと言って相談してくれればいいのですが、言って来ない。
　そこで、私たち民生委員もひきこもりと思われる家庭の親に相談を勧めても、親が相談しようとしない。
　実際にあったのが、こどもはひきこもりとは言い難い状態でしたが困りはあると思われた家庭がありました。
　何年か前のことでしたが、私も行って話をしたり、親と友達になって話をしたりする中で相談を勧めたところ、実際に相談に行ってくれて、良い方向に進んでいたと思っていました。
　しかし、しばらくして確認したときには、もう相談に行かなくなっていて、福祉事務所に電話をしたら、親が相談に来なくなったのでどうしようも無いと言われたことがありました。
　そういったこともあって、民生委員として、ひきこもりと思っても、なかなか声をかけづらい。

困ったと向こうから言ってくれればいいんですが、なかなかそうはならならいこともあって、市の把握した数字も、実際の数字よりは少ないのではないかと思います。

(村上総括)同じく地域の代表でコミュニティ協議会の濵野代表から、地域で気づく、把握するという部分について、御意見をお願いします。

(濵野委員)コミュニティ協議会は先般、設立準備会を含めて、19地区全てで協議会が立ち上がりました。
それぞれの協議会で特色がありつつも、「安心して暮らせる地域をつくる」という点は共通しています。
米水津地区のように、福祉に特化してやるといった協議会もあります。
ただ、協議会の仕事としては、独居高齢者の見守り、草刈や片付けなどは出来ますが、ただ、ひきこもり家庭に入っていくというのは、難しいと思っております。
出来ることとしては、協議会の中で、福祉や教育部会などの部会がありますので、伊東さんみたいな民生委員さん、区長さんや社会福祉協議会支部の人達との協議の場を持つということは出来ると思っています。

(村上総括)地域では、気づいて、把握までは出来ても、繋ぐというところまでは難しいということで、そうなると、私達としては、その地域の話す場の中に入っていく方法等も含めて考える必要があると思いました。
そこで、ひきこもりの方、出てこられない方に対して訪問診療をされている山内先生から御意見をよろしくお願いいたします。

(山内委員)日々、勉強しながら、教えてもらいながら、本人や親御さんに教えてもらいながら対応しています。
「とんとんとん」というのを、仲町商店街でやっていて、そこでの無料相談を、「まちなか保健室」という名称でやっています。ここに親御さんが相談に来るケースで、民生委員さん、社協さん、保健所のひきこもり親の会などの紹介で、親御さんが相談にこられてから始まるケースがあります。そこから、矢野さんのお話にあったように、居場所を部屋から家に変えるような、家族の考え方を少し変容できないか、という取り組みをやっていますが、私だけでは不十分なので、山口大学の山根俊恵先生という、ひきこもりの支援で有名な教授に、佐伯に訪問看護ステーションを作ってもらえないかお願いして仲町商店街に、ひきこもりの人などの支援を一生懸命やる「みそら」というステーションを作ってもらって、その人たちの協力の中でやっています。
訪問診療で、なかなか受け入れてくれない場合もちろんあって、時間をかけながら、うまくいく場合とうまくいかない場合がやっぱりあります。
移行期の問題について、中学から高校の移行期に関しては未来学園ができたおかげで、そこでうまくデビューし、修正できる方がすごく増えたと思います。
ただ、見立ての部分が私は全然専門ではないので、公認心理士、臨床心理士両方持ってる心理士を雇用して、心理検査できる方に関しては、きっちり診断をつけていくという方法で行っています。
私は2010年に佐伯市に来ましたが、10年以上かかってやっと、ひきこもっていたこどもが検査を受ける気になってくれて、診断できたケースもありますので、末永くやっていかなければならないとは思っています。

(村上総括)山内先生のお話からも出ました、南部保健所が、ひきこもり家族の会や精神保健福祉相談の会、保健師による個別相談等も行っている中で、林下所長から御意見あればお願いします。

(林下委員)非常に多くの御意見や地域課題と思われるものがあり、取り組むことの多さを感じてます。ただ、そういったものを整理しつつも、高齢化等の課題はどんどん進んでいくので、スピード感を持ってやらなければならないと感じております。

(村上総括)親御さんたちは年齢を重ねていって、より高齢化していく中で、8050の課題として必ず話題として出るのが「親なき後の生活をどうするのか」という点です。
　高齢の親が急に入院したり亡くなったというような状況で、ひきこもりの本人が把握されるケースもありますので、緊急対応で実際現場に行かれている消防署や警察署の現状や課題がありましたらお聞かせください。まず消防署で、救急対応の現場で活動している長澤総括が、署長と一緒に参加してくださってますので長澤総括から御意見をお願いします。

(長澤総括)福祉と救急現場を繋ぐという視点で見たときに、救急隊は119番通報、もしくは自らの覚知によって救急現場に出場します。
　その時には、当然、御本人、家庭の状況が全くわからない状況で現場に行きます。
　多くの場合は、救急でいきますので、医療機関に搬送しますが、中には不搬送といって現場から、病院に行かない事案もあります。
　その中のごく稀なケースになりますが、119番通報を受けて現場に行って、バイタルも安定しているが、お話を聞いてるとどうも心配事や困りごとがあり、不安であるということで、最初の通報のときは、確かにお腹が痛い等で通報するけれども、現場で話を聞いているうちに落ち着いたということで、搬送の必要がなくなったという場合があります。
　ただそういったケースも、一人暮らし、もしくは何らかの原因で御家族とは疎遠になっているという状況の中で、言動に違和感があった場合などは、福祉に情報提供ということで繋いでいます。
　あと、福祉に繋ぐ場合としては情報提供の他に、例えば頻回に119番通報するが、状況的には救急対応ではない場合には、相談ということで福祉に繋ぎます。
　今はふくちゃんがありますので、まずはふくちゃんに相談をしています。繋ぐという視点で言いましたら、情報提供と相談という形で、ふくちゃんに繋いでいるという現状があります。
　1点相談をつなげるのに時間がかかる場合があります。
　やはり休日とか、夜間、そういった場合には、すべての関係機関がやってるわけでありませんので、その辺がちょっと時間がかかってしまうということはあります。

(村上総括)佐伯警察署三浦さんから、緊急時含めまして、8050等の事案で対応に苦慮したり、課題等ありましたらお聞かせください。

(三浦氏)警察だけでは解決できない事案については、佐伯市役所に情報提供を差し上げて、御協力をいただくというところが多々あります。
　そういった時に、佐伯市にはふくちゃんという相談窓口がありますので、私たちも行政のどこに繋げればわからない場合は、佐伯市に関してはふくちゃんがあるおかげで、日々の業務で取り扱ったときに、「まずはふくちゃんに相談をしよう」というのが佐伯警察署の中でも、1つの合言葉のようになっており、非常に警察としてはありがたいと思っています。
　例えば親子げんかであって、現場に行ってよくよくお話を聞くと、お子さんは成人されているが、実は障がいがあって働けないというので、相談をしたか聞くと、まだ相談したことは無いということがあれば、御本人や御家族の承諾を得た上で、市に御連絡を差し上げようにしています。
　緊急対応がその認知の入口というところで、警察もその一端を担っているというところがありますので、今日、皆さんの御意見を拝聴し、これだけ関係機関の皆様が関わってらっしゃるというところはもう非常に勉強になったというふうに思いますし、佐伯市にはふくちゃんという相談窓口を作ってくださってますので、引き続き佐伯警察署とも連携をさせていただきたいと思います。

(村上総括)ふくちゃんが、庁外の関係機関と一番連携をとっているがケアマネさんになります。そしてその次に多いのが佐伯警察署です。
　警察の方も、現場対応して、そのあとのタイミングで行政につないでいただけるお陰で、私たちも入りやすくなってる部分もありますので、引き続き連携ができればと思います。
　総合相談支援体制の充実というところで関係してくるのが、佐伯市がどうしても8050というところのひきこもりが多くなっており、いかにこの80歳代の親支援、家族支援をしていくかというところも1つのキーになってくると思います。

そうなると、今日参加していただいてます、高齢者を担当する地域包括支援センターとして、今日いろいろな話を聞く中で、包括支援センターの総合相談機能として、親支援の部分で何か現状とか、こういうことならできるということ等々ありましたら御意見をお聞かせいただければと思います。

(南委員)地域包括支援センターでは、このひきこもりの親御さんが高齢者で、ほぼ60歳以上ということですが、センターの方では、65歳以上の高齢者の総合相談窓口を担っています。

相談内容は問わず、「何でも御相談ください」ということで周知していますし、来所や電話だけでなく、できるだけ普段の生活を知るために相談員達も自宅へ行って相談に応じることも多いです。

相談では、御家族の状況など世帯全体を把握して、解決策を見つけていきますので、ひきこもりの御家族の存在に気づいたり、相談を受けていることもあります。

その場合は、関係機関と情報共有し、専門の相談窓口に繋いだり、繋がらない場合は、長い期間になる場合もありますが、一緒に見守りを継続していくこともあります。

高齢の親御さんですので、親御さん自身も80歳、90歳となっていきます。親御さんの負担を減らすために、介護予防や介護サービスを調整しますし、担当のケアマネジャーさんに繋いだりもしています。

総合相談自体は高齢者御本人からだけでなく、御家族や民生委員さんからの相談があっても対応しますので、家庭訪問で世帯全体を見ることができるという、この強みを活用していただければと思います。

(村上総括)もし他部署で8050の支援を行っている場合に、家族支援という視点で困り等がありましたら、包括支援センターとぜひ連携を取っていただきたいと思います。

それでは最後に、昨年度島村会長からいただいた御意見をもとに本日、意見交換をさせていただきました。

今日全体を通して、不登校、ひきこもり支援について、御意見等ありましたら、会長の方からよろしくお願いいたします。

(島村委員)既往のある方が8割いらっしゃるという矢野さんからお話がありましたが、その取っかかりは、例えば起立性調節障害などから始まる方が多いのではないかと思っています。

それが遺伝なのか、その生活なのか、食事なのか、スマホによるブルーライトの影響なのか又は睡眠障害なのか。色々なところがあると思います。

発達障害となると、またそれ以前の問題になるのでなかなか難しいところがある。

医師会としては、治療する医療から、予防医学の方に移行してるというのは感じております。

そんな中で、多職種の方が、どこでどういうふうに関わって全体的に1人の人間が、目標にあるように、自らの意思により今後の生き方や社会との関わり方などを決めていけるようになるのか。

それは1部署だけではできない。

こういった会議を通じながら住まいから、親御さんから、そして病気の面から、そういったところを総合的に見ていく必要があると思います。今日いろんな意見が出ましたので、これを、今後にぜひ具体的につなげていっていただきたいと思います。

(村上総括)それでは居住支援とひきこもり対策の2点について、御意見をまとめをさせていただきます。

まず、居住支援の推進につきましては、まずは入口部分の体制整備として、住宅サイド、それから福祉サイドが一緒に相談を受けとめる体制づくりが必要ではないかというふうに私は感じました。

なかなか新たな窓口を設置するのは、すぐにできるものではありませんので、当面既存の、例えば包括、社協のくらしサポートセンターきずな、それから基幹相談支援センタースキップ、こども家庭センター、福祉の総合相談窓口等が、それぞれ支援対象者の属性は違

いますが、総合相談の機能を持っていますので、そこでしっかり住まいについても困りを受けとめていく必要があると考えております。
　また住宅サイドとの連携としまして、住まいの相談を受けた際には、私たちだけではやはり限界がありますので、今日参加いただいてる、建築住宅課、それから宅建協会さんの力を借りながらぜひ一緒に対応させていただければと思います。
　住宅と福祉が一体的に相談を受けとめる体制のあり方というところについては、今後ぜひ検討していきたいのと、皆さんからいただいた話す場は、引き続き前向きな形で検討していきたいと思いますので、その際はぜひ、御協力の方をよろしくお願いいたします。
　それから次のひきこもり支援の推進につきましては、今日御参加いただいてる学校、それからこども家庭センター、児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、くらしサポートセンター、包括支援センターなど、それぞれの部署で不登校やひきこもりの状況を、もしキャッチできたら、まずはその段階で、それが途切れずに繋がり続ける仕組みづくりをする必要があると感じました。
　ひきこもり対応について、どの分野においてもその状況を把握した際に、まずそこの相談窓口で一旦受けとめる。
　そして必要に応じて関係機関に繋ぐという対応ができるように、既存の相談窓口の機能強化をしていく必要があるというふうに感じました。
　そして私たち支援者が、なるべく本人理解をしながら、家族支援ができるように、現在もこれは行っていますが、人材育成研修会というものを継続していく必要があるというふうに感じました。
　長時間になりましたが、貴重な御意見ありがとうございました。意見交換はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

（質疑応答）

　上記のとおり居住支援とひきこもり対策についての意見交換が行われ、佐伯市の包括的な支援体制整備に関する質疑応答の場が設けられましたが、意見・質問はありませんでしたが、林下委員、山内委員から補足がありました。

（林下委員）市から、民生委員さんに、災害に関するアンケートの協力依頼をしたことがあり、そういった災害のアンケートなどの話題をきっかけとして、ひきこもり家庭へアプローチするのも良いのではないかと思いました。

（山内委員）社協さんが、「ひきこもり脱出作戦会議」というのをやっていて、実際ひきこもり状態から脱出した方が多くいるので、その取組と行政がうまくリンクするのも大切だと思います。

　その後、承認を求めたところ、全員の挙手により承認され、地域福祉計画及び地域福祉活動計画における包括的な支援体制の整備について、概ね順調に推移していることが確認されました。

議事（3）答申について

　小川副主幹から、議題3の答申について、以下の内容が説明されました。
　答申の概要として、市長と社協会長からの諮問に基づき、答申書を作成する必要があることについて説明が行われ、その上で、答申内容として、これまでの議論を基に、以下の2点を答申書に盛り込むということでどうかと提案がありました。
　1点目として、居住支援については既存の取り組みも活用しながらも、やはり話し合いの場が必要ということで、居住支援協議会の設置も含めた連携体制の構築推進を行うこと。結果として居住支援協議会になるかはわからないが、そういった話し合いの場を設けて推進する。あと住まいに関する相談があったときに、どこに相談すればいいかわからないという御意見があったので、佐伯市は、住まいに関する相談窓口の明確にするということを盛り込む

こと。
　2点目として、ひきこもり支援については、連携体制の整備と連携強化について。
　要は、仕組みとしては色々あるが、うまく繋がってないという御意見があったため、既存の取組の整理をした上で、連携強化をしていくこと。という内容でまとめてはどうかという提案がありました。

（質疑応答）

　事務局から、答申に関する説明が行われ、質疑応答の場が設けられたが、意見・質問はなかった。その後、承認を求めたところ、全員の挙手により事務局の説明どおりの内容で承認されました。

次第7　閉会　　（終了　15時35分）

令和8年度佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会 出席者名簿

No.	条例上の定め	部署名等	役職	氏名	備考
1	(1)学識経験を有する者	大分県南部保健所	所長	林下　陽二	
2	(2)福祉・医療・保健関係者	佐伯市医師会	会長	島村　康一郎	
3		社会医療法人敬和会 おおいた県南ホスピタル	院長	豊岡　真乗	
4		佐伯市地域包括支援センター	代表	南　由美子	
5		佐伯市相談支援センターすきっぷ	相談員	大谷　智子	
6		こども家庭センター	統括支援員	野村　あかり	
7		児童家庭支援センターHOPE(ホープ)	代表	廣田　有加	
8		佐伯市くらしサポートセンター「きずな」	代表	渡邊　麗華	
9	(3)各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）	大分県宅地建物取引業協会	代表	矢野　伸一	
10		生活支援コーディネーター	代表	安達　信也	
11		とんとんとん（一般社団法人共生社会実現サポート機構）	代表	山内　勇人	
12		佐伯市介護支援専門員協会	代表	河野　妃史	
13		佐伯市地域自立支援協議会サービス等利用計画部会	代表	大谷　慎之介	
14		佐伯市成年後見支援センター	センター長	廣瀬　和弘	
15		特定非営利活動法人おおいたこども支援ネット	理事長	矢野　茂生	
16	(4)関係行政機関の職員	佐伯警察署生活安全課	課長	奈良　繁男	代理出席 三浦 忠朗 氏
17		ハローワーク佐伯	所長	加藤　育朗	
18		佐伯市消防署	署長	和田　和久	
19	(5)市の職員	佐伯市教育委員会学校教育課	課長	吉田　康彦	
20		佐伯市地域振興部コミュニティ創生課	課長	安藤　正充	
21		佐伯市建設部建築住宅課	課長	橋本　元伸	
22		佐伯市福祉保健部社会福祉課	課長	米田　啓	
23	(6)市民の代表者	佐伯市民生委員児童委員協議会	代表	伊東　美恵子	
24		コミュニティ協議会	代表	濵野　芳弘	